

ちどり福祉会役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ちどり福祉会（以下「法人」という。）の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、法人・施設業務の出勤、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会等（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、別表1に定める報酬を支給する。
- 3 評議員には、定款で定める金額の範囲内で、別表2に定める報酬を支給する。
- 4 常勤役員に対しては、非常勤役員に準じて報酬を支給する。
- 5 第1項及び第4項の規程に係らず、常勤職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の支給日)

第4条 役員等の報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等に支払う旅費は、旅費規程に定めた額とする。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は平成29年6月19日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1 理事及び監事の報酬

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表2 評議員の報酬

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円